

広島県告示第308号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成31年4月4日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区銀座六丁目15番1号 電源開発株式会社
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県竹原市忠海長浜二丁目1番1号 電源開発株式会社竹原火力発電所

2 申請の内容

新たに排水口を1か所設置する。

(1) 排出水の汚染状態

西側雨水排水口の設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成31年4月4日から平成31年4月25日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市市民生活部まちづくり推進課